

## 山形県男女共同参画センター助成事業助成金交付要綱

### (目的)

第1条 山形県男女共同参画センターの指定管理者である公益財団法人山形県生涯学習文化財団(以下「財団」という。)は、本県の男女共同参画社会づくりを推進するため、民間の団体・グループ、実行委員会(市町村を構成員とするものを含む。)、財団が実施する男女共同参画に係る人材育成事業の修了生及び修了生を含む団体・グループ(以下「団体等」という。)が実施する男女共同参画に関する講座、講演等の開催や各種調査・研究の事業に要する経費について、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、当該団体等に対し助成金を交付する。

### (助成金の種類)

第2条 助成金の種類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 男女共同参画地域講座開催支援事業助成金
- (2) 県民企画事業助成金

### (助成対象団体等)

第3条 助成金の交付の対象となる団体等は、男女共同参画社会づくりを推進することを目的とし、次の各号のほか、助成金の種類ごとに別表1の「対象団体等」欄に記載する条件に適合するものとする。ただし営利団体、政治団体及び宗教団体は対象としない。

- (1) 団体・グループの所在地が山形県内にあること。
- (2) 事業を完遂する見込みがあること。

### (助成の制限)

第4条 助成は、一団体等に対して一年度に一事業を対象とするものとする。

- 2 県民企画事業助成金にあつては、別表1の「制限」欄に記載するとおり制限するものとする。

### (助成対象事業)

第5条 助成金の交付の対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、本県の男女共同参画社会の実現に資する事業で、助成金の種類ごとに別表1の「対象事業」欄に記載するものとする。ただし、次の各号に掲げる事業は対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業
- (3) 事業実施による成果が団体構成員等特定の者のみに寄与する事業
- (4) 国又は県からの助成を受けている事業、若しくは受ける予定の事業

### (助成対象経費及び助成金の額)

第6条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、助成対象事業に直接要する経費で、別表2に掲げるとおりとする。

- 2 助成金の額は、助成金の種類ごとに別表1の「助成率・上限額」欄に記載する割合及び金額以内とする。なお、当該額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

(助成対象事業の審査)

第7条 助成金の交付を受けようとする団体等は、山形県男女共同参画センター助成事業審査会（以下「審査会」という。）において当該事業に対する審査を受けるものとし、審査結果については後日当該団体等へ通知するものとする。

(助成金の交付申請)

第8条 審査会において助成金を交付することが適当であると認められた団体等の長は、助成金交付申請書（別記様式第1号以下「申請書」という。）に次の書類を添えて、別に定める日までに財団の理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第9条 理事長は、団体等から申請書の提出があった場合、当該申請が適当であると認めるときは交付の決定を行い、その旨及び交付を決定した助成金の額（以下、「交付決定額」という。）を書面により団体等に通知（別記様式第4号）するものとする。

(助成金交付の条件)

第10条 助成対象事業を実施する際のポスター、パンフレット、看板や報告書その他の成果物には「山形県男女共同参画センター助成金活用事業」と明記して山形県男女共同参画センター「チェリア」の助成を受けて実施していることを表示するものとする。

- 2 助成対象事業を実施する際には社会情勢の変化（政府や地方公共団体による緊急事態の宣言等）及び地域の実態を充分考慮し、それに応じて実施時期の延期や中止など弾力的に対応するものとする。なお、十分な安全対策が取られない場合は助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。
- 3 前項に規定するもののほか、理事長は交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、交付の条件を付すことができる。

(事業計画の変更等)

第11条 助成金の交付の決定の通知を受けた団体等（以下「助成事業者」という。）は、第8条の規定により申請した助成金交付申請書（添付書類を含む。）の内容を変更しようとする場合は、速やかに事業計画変更承認申請書（別記様式第5号）を理事長に提出し、その承認（別記様式第6号）を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更はこの限りではない。

- (1) 助成対象経費総額の20%を超えない増減（ただし、助成額が交付決定額を上回る変更は認めない。）
  - (2) 目的に反しない範囲での事業計画の細部の変更
- 2 助成事業者は、助成対象事業を中止、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第7号）を理事長に提出し、その承認（別記様式第8号）を受けなければならない。

(事業の実績報告)

第12条 助成事業者は、助成対象事業が完了したときは、事業実績報告書（別記様式第9号）に次の書類を添えて、事業完了の日から30日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日ま

でに理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第 10 号）
- (2) 収支精算書（別記様式第 11 号）
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、理事長が必要と認める書類

（助成金の確定）

第 13 条 理事長は、事業実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成金の額を確定し、その旨を書面により助成事業者に通知（別記様式第 12 号）するものとする。

（助成金の交付）

第 14 条 助成金は、前条の規定による助成金の額の確定後、交付するものとする。ただし、理事長が特に必要があると認める場合には、交付決定額の範囲内で、概算払いにより助成金の交付をすることができる。（別記様式第 13 号）

- 2 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、山形県男女共同参画センター助成金請求書（別記様式第 14 号）を理事長に提出するものとする。

（帳簿等の保存期間）

第 15 条 助成事業者は、当該事業に係る収支について、状況を明らかにする関係書類を助成対象事業が完了した日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（助成金の交付の決定の取消し等）

第 16 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
  - (2) 助成金の交付に関して付した条件に違反したとき。
  - (3) 事業の実施方法が不相当であると認められるとき。
- 2 理事長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。
  - 3 理事長は、助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が概算払いにより交付されているときは、助成事業者に対し、期限を定めて、その超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (要綱第3・4・5・6条関係)

事業名	対象団体等	対象事業	制限	助成率／上限額
男女共同参画 地域講座開催支 援事業 【第1号】	市町村及び活動団 体等による実行委 員会等	市町村及び活動団 体の連携等により地域 で男女共同参画の普 及啓発活動を総合的 に行うもの	一団体等、一年度内 一事業とする。	助成率：10分の10 上限額：250,000円
県民企画事業 【第2号】 ① (一般支援)	民間の団体等で、 山形県内に所在 し、会員3人以上 のもの	団体等が企画・実施 する男女共同参画等 を推進するために優 れた企画を実施する もの	①一団体等、一年度 内一事業とする。 ②同一団体には連続 して助成しない。	助成率：4分の3 上限額：200,000円
県民企画事業 【第2号】 ② (チェリア塾 実践コース修了 生実践等支援)	令和4年度以降に 開催されたチェリ ア塾実践コースの 修了生 (開催年度 において修了見込 みのものを含む) 及び修了生を含む 団体等	チェリア塾実践コー スの学びの成果を活 用して実施する男女 共同参画等を推進す る活動	①申請可能期間は、 チェリア塾実践コー ス終了の年度の翌年 度から4年間とす る。 ②一修了生に対して 一年度内一事業とす る。	助成率：10分の10 上限額：300,000円
県民企画事業 【第2号】 ③ (ユースリー ダー養成講座修 了生実践等支 援)	令和5年度以降に 開催されたユース リーダー養成講座 の修了生 (開催年 度において修了見 込みのものを含 む) 及び修了生を 含む団体等	ユースリーダー養成 講座の学びの成果を 活用して実施する男 女共同参画等を推進 する活動	①申請可能期間は、 ユースリーダー養成 講座終了時に在学し ていた大学等の在学 期間中とする。 ②一修了生に対して 一年度内一事業とす る。	補助率：10分の10 上限額：50,000円

別表2（要綱第6条）

助成対象経費

費目	内容
諸謝金	講師・アドバイザー等謝金、保育士謝金 アーティスト出演料
旅費交通費	講師・アドバイザー等交通費、宿泊費 講師・アドバイザー等との打合せ交通費、宿泊費
会議費（飲食費）	講師・アドバイザー等食事代、茶代 講座等運営のための必要最小限の茶菓代
通信運搬費	切手代、ハガキ代、運搬料等
印刷製本費	チラシ・報告書等作成費 レジュメ・アンケート用紙及び打合せ資料等コピー代
使用賃借料	会場費（冷暖房費を含む） マイク・機材借上料等
消耗品費	封筒代、用紙代 写真代、看板代、会場花代、図書購入費等
雑費	振込手数料、保育保険料、音声記録の文字起こし代等
その他	その他特に必要と認められるもの

（対象外の経費）

下記の経費については、本事業での対象としない。

- ・営利を目的とした SNS 等の開設費。
- ・団体構成員が講師、アドバイザー、出演者等を務める場合の謝金及び旅費交通費。
- ・設備、備品又は他の用途に容易に転用できる機器等。
- ・助成事業の実施に関係しない、通常の事業運営に使用される経費。
- ・飲食費（講師食事代、茶代は除く）、交際費等その他不相当と認められる経費。
- ・内示通知以前に発生した費用については、支払期日が内示通知後であっても対象外とする。